

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県

2 構造改革特別区域の名称

美の国あきた景観特区

3 構造改革特別区域の範囲

横手市、湯沢市及び角館町の区域の一部

4 構造改革特別区域の特性

(1) 伝統的・歴史的特性のある街並みを有する区域（角館町の一部）

当該区域は、県南部の仙北平野の北端に位置し、三方を高い山々に囲まれ、町中を松木内川が南流する静かな城下町である。街並みは京都のように南北に長く東西に短く、みちのくの風情の中に京をしのぶものが色濃く残っており、武家屋敷、寄り添うように四季折々を彩る枝垂桜、商家の土蔵など歴史が脈々と生きている。



武家屋敷通り

また、当該地区は、武家屋敷地区を中心とする重要伝統的建造物群保存地区における歴史的空間景観のほか、それを取り巻く市街地景観、農村集落景観、河川・溪流景観、人文・民俗景観等多くの特色ある景観に恵まれている。

このようなことから、角館町では、平成8年に「角館町歴史的景観条例」を制定し、行政と住民が一体となって歴史と情趣を生かした落ち着いた落ち着きのあるきめ細かな景観づくりに取り組んでいる。



J R 角館駅前広場

表1 屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域(角館町用途地域別)

用途地域	面積(ha) / 比率(%)		主な地区名
風致地区	0.0	0.0	
第一種低層住宅専用地域	15.0	10.4	表町、裏町、歩行町、東勝楽丁
第二種低層住宅専用地域	31.0	21.4	北野、岩瀬
第一種中高層住宅専用地域	27.0	18.7	小勝田(国道46号～桧木内川)
第二種中高層住宅専用地域	17.0	11.7	勝楽、岩瀬下夕野
小計	90.0	62.2	
第一種住居地域	7.4	5.1	田町、小人町、東勝楽丁
第二種住居地域	0.0	0.0	
準住居地域	0.0	0.0	
近隣商業地域	10.0	6.9	横町、下岩瀬町
商業地域	28.0	19.4	駅前、駅通り、中町、横町
準工業地域	9.3	6.4	小勝田(国道46号～桧木内川)
工業地域	0.0	0.0	
工業専用地域	0.0	0.0	
小計	54.7	37.8	
計	144.7	100.0	

- (2) 緑豊かな風致地区を背景に良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(横手市、湯沢市の区域の一部)

横手市の区域の一部

当該区域は、城付風致地区の緑豊かな自然に恵まれ、特に横手公園や市街地を流れる横手川周辺の街並み景観は、市民に親しまれ安らぎを与えている。また、羽黒町周辺地区は、本市の旧市街地の東端に位置し、横手川と愛宕山風致地区にはさまれた古い住宅地で、明治期に建てられた住宅も多く残存し、これら古い住宅に加えてさまざまな表情の塀、門、生垣、屋敷内樹木の創り出す落ち着いた景観を有する地区であり、重点的に景観形成を主導する地区として「横手城址・内町地区」の約125ヘクタールが国から景観形成重点地区として指定されている。



横手川に架かる蛇の崎橋と鳥海山



歴史のある武家屋敷のあるまち(羽黒町)

横手市では、住民自らが良好な街並みを形成し、景観の保全を図るため、昭和61年に「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」を制定し、建築物や工作物等の意匠などについて申し合わせ事項を締結し、良好な景観の形成に効果を上げています。これまで美しい街並み形成の一環として、「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」によって、城下町横手にふさわしい街並み景観を形成する街路と道路公園を整備し、四季折々の祭りの会場としても利用している。また、橋上に伝統と躍進を表す2体のモニュメント、滝と流れ池・庭石を配置し、整備した「学校橋（橋上公園）」など良好な市街地景観を形成する諸施策を実施してきている。

さらに、四季折々の祭りの前後には、近隣の企業・関係団体などがボランティアとして、会場となる市街地一帯の清掃を行い、地域的美観と環境の保持に努めている。また、毎年6月の第一日曜日には全市を挙げてクリーンアップが行われており、市民団体「横手川と水環境を考える会」では、「ふるさとの川モデル事業」によってうるおいのある水辺空間として整備された横手川において、クリーンアップや河岸への植樹、「横手川水辺ふれあいフェスタ」などのイベントを開催するなどして、川を中心とした景観と環境の保全に積極的に取り組み、多大な効果を上げている。

表2 屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域（横手市用途地域別）

用途地域	面積(ha) / 比率(%)		主な地区名
風致地区	102.0	13.8	睦成字城付、城山町、睦成字清水沢
第一種低層住宅専用地域	171.0	23.1	明永町、大鳥町、朝日が丘一丁目、羽黒町
第二種低層住宅専用地域	5.0	0.7	追廻二丁目、追廻三丁目
第一種中高層住宅専用地域	160.0	21.6	朝倉町、旭川二丁目、赤坂字後野
第二種中高層住宅専用地域	53.0	7.1	婦気大堤字谷地沿、安田字堰端
小計	491.0	66.2	
第一種住居地域	53.0	7.1	幸町、二葉町、蛇の崎町、城西町、羽黒町
第二種住居地域	14.0	1.9	横手町字二ノ口、横山町、安田原町
準住居地域	0.0	0.0	
近隣商業地域	44.0	5.9	本町、平和町、梅の木町
商業地域	74.0	10.0	中央町、寿町、四日町、大町
準工業地域	65.0	8.8	赤坂字荒沼、安田字越廻、南町
工業地域	0.5	0.1	安田字八王子、婦気大堤字高ノ森
工業専用地域	0.0	0.0	
小計	250.5	33.8	
計	741.5	100.0	

湯沢市の区域の一部

当該区域は、城跡風致地区及び愛宕山風致地区の緑豊かな自然に恵まれ、佐竹南家の城下町の趣が感じられる古い蔵や武家屋敷の面影を残す黒塀が歴史を感じさせる閑静な住宅地であり、小京都といわれる都市になっている。また、古くから名水百選「力水」に代表される良質な水を活かし、県下有数の酒どころとして栄え、いまでは「東北の灘」といわれるほど銘醸地として全国に知られている。



造り酒屋のある町（前森地区）

数軒の造り酒屋は明治から大正にかけての木造・土蔵づくりのもので伝統的な町屋の意匠を受け継いだ景観を有している。

湯沢市では、歴史的街並みを保存しつつ、街路整備事業及び電線類地中化事業と併せ、地元商店街振興組合により提案された建築物の意匠等の統一を基に地区計画制度を活用し、個性的で魅力のある街並み景観の形成に努めている。



街路整備と電線地中化の大町地区

表3 屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域(湯沢市用途地域別)

用途地域	面積(ha) / 比率(%)		主な地区名
風致地区	63.8	31.6	中央公園、前森公園、愛宕公園
第一種低層住宅専用地域	10.0	5.0	内町、荒町、新町
第二種低層住宅専用地域	0.0	0.0	
第一種中高層住宅専用地域	47.0	23.3	愛宕町三丁目、南台、千石町三丁目、裏門
第二種中高層住宅専用地域	4.2	2.1	西愛宕町
小計	125.0	61.9	
第一種住居地域	37.0	18.3	愛宕町一丁目、内館町、湯ノ原一丁目
第二種住居地域	6.3	3.1	千石町二丁目
準住居地域	0.0	0.0	
近隣商業地域	21.0	10.4	吹張、田町、前森、大工町、両神
商業地域	7.8	3.9	大町、柳町、表町、材木町
準工業地域	4.8	2.4	南台、愛宕町五丁目
工業地域	0.0	0.0	
工業専用地域	0.0	0.0	
小計	76.9	38.1	
計	201.9	100.0	

当該両区域は、旧来から静かな城下町として栄え、風致地区、住居専用地域とその周辺の商業地域、幹線道路沿道等により構成される地域であるが、同時に違反広告物の掲出が多い地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 伝統的・歴史的特性のある街並みを有する区域(角館町の一部)

当該区域において、違反広告物の簡易除却が速やかに行われることにより伝統的・歴史的な街並み景観が保全される。また、従来からの地域住民の伝統的建造物に対する保全の高い意識に加え、それを取り巻く良好な市街地景観、農村集落景観、河川・溪流景観、人文・民俗景観の保全と形成、ひいては良好な都市景観の創出に対する地域住民の意識の高揚が図られる。

さらに、伝統的・歴史的特性を有する街並みに調和した広告物の適正な規制・誘導が図られ、全国的にも美しい歴史的空間景観を有する魅力あふれる観光・文化都市を形成することができる。

(2) 緑豊かな風致地区を背景に良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域(横手市、湯沢市の区域の一部)

当該地域において、違反広告物の簡易除却に係る対象物件の拡大と要件の緩和に

より違反広告物の減少が図られ、市街地における良好な広告景観を形成し、安心して快適な住環境の形成及び個性的で魅力あふれる街並みの形成を図ることができる。

なお、構造改革特別区域法による屋外広告物法の特例措置（以下「本特例措置」という。）については、平成16年度中に一般制度化され、全国的に実施が可能となる予定であるが、前述のとおり、これらの区域は地域住民等の景観に対する意識が高いことから、本特例措置の全国実施に先立って違反広告物の簡易除却を行うものである。

これにより、これらの区域における良好な景観の形成及び保全が図られることはもとより、周辺の地域におけるモデルとなることが見込まれ、また、今後の本特例措置の全国実施に当たっても、本県における円滑な執行体制の整備が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 良好な景観形成を阻害する違反広告物の簡易除却の実施により、安心して快適な住環境の形成及び個性的で魅力あふれる街並みの形成を推進する。
- (2) 地域住民等の景観に対する意識の高揚を図るとともに、良好な景観形成に向けた地域の自主的活動の促進及び行政と一体となった景観形成活動の促進を図る。
- (3) 当該構造改革特別区域外の県内市町村における構造改革特別区域の設定の機運を助長し、これにより県民の景観形成に対する意識の高揚を図る。
- (4) 県下全域における違反広告物対策の推進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 違反広告物の減少

	横手市		湯沢市		角館町	
	現在	1年後	現在	1年後	現在	1年後
違反広告物総数	483	187	428	82	147	28
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	65	10	33	0	0	0
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	180	36	385	77	143	28
(その他)	238	141	10	5	4	0

(2) 地域住民等の景観形成に対する意識の高揚及び地域における良好な景観形成に向けた活動の推進

秋田県においては、昭和49年に「秋田県屋外広告物条例」を制定し、また、「屋外広告物監視補助員設置要綱」を制定し、屋外広告物の取締り及び監視を強化するために県内8カ所にある地方機関に屋外広告物監視補助員を配置してきたが、違反広告は絶えない状況である。

当該構造改革特別区域においては、違反広告物が減少し、安心して快適な住環境及び個性的で魅力あふれる良好な街並みが維持されることにより、当該地域住民等が、屋外広告物が景観を形成する重要な要素の一つであることを認識し、かつ、地域のまちづくりを通じて屋外広告物のパトロール活動等を行い、行政に対する情報提供等を行うことが期待される。

また、行政と一体となって違反広告物の簡易除却活動を行ったり、地域住民が自ら地域の実情に応じた屋外広告物の規制・誘導を図るためのルールづくりを行うことが期待される。

8 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 屋外広告物法第7条第3項及び第4項に基づく簡易除却事務

(2) 屋外広告物監視補助員による屋外広告物の取締り及び監視の強化

(3) 広告景観向上推進協議会（仮称）の設立

行政、関係市町村、関係団体等を構成員として、違反広告物対策や広告景観向上に関する課題検討、情報交換等を行い、良好な広告景観の推進を行うため広告景観向上推進協議会（仮称）の設立をする。

(3) 地域住民等の参加による簡易除却活動

安心して快適な住環境及び個性的で魅力あふれる良好な街並みが維持されることにより、当該地域住民等が、屋外広告物が景観を形成する重要な要素の一つであることという意識の高揚を図るため地域住民が行政と一体となり簡易除却活動に参加できる制度を確立する。

(4) まちづくり助成・表彰（横手市）

かつての武家屋敷であり現在も落ち着いたたたずまいを残す羽黒町・上内町において、板塀や生垣などの外構を設置する際に助成を行い、地域にふさわしい良好な景観形成を図る。また、都市景観上、特に価値があると認められる建築物や工作物、樹林等について都市景観重要建築物等の指定するとともに、その保存に要する費用の一定の助成を行う。

さらに、優れた都市景観に寄与していると認められる建築物等の所有者等、うるおいのあるまちづくりの推進活動を行っている団体等に対し、表彰を行う。

(5) まちづくり協定の推進（湯沢市）

個性的で魅力ある街並みを形成するため地元商店街振興組合や地区において「まちづくり検討委員会」を組織し、地域と行政が一体となり特色のある良好な街並みの形成を図る。

また、「TMOゆざわ」を設立し、既存施設の再構築、賑わいのあるまちなか生活空間・交流空間の創出を図る。

(6) 景観形成施策の推進（角館町）

「角館町歴史的景観条例」に基づき、景観形成に対する町民の意識の高まりを促すとともに、特に景観の保全及び創出を図ることが必要と認められる地区を特定し、「景観形成地区」として指定する。また、本町における優れた景観事例に対して該当する個人・団体等を表彰するなど支援的施策を実施する。

(別紙)

1 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

秋田県

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を、県職員自ら又は委任した者により、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。

(1) 事業に関与する主体

秋田県

(2) 事業が行われる区域

横手市、湯沢市及び角館町の区域の一部(別添「屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域」による。)

(3) 事業により実現される行為

屋外広告物法における簡易除却制度に係る対象物件の拡大と要件の緩和を行う構造改革特別区域法第18条の規定による構造改革特別区域において、秋田県屋外広告物条例に違反した屋外広告物「はり札その他これに類する屋外広告物、広告の用に供する旗、立看板その他これに類する屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件」などの簡易除却を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

当該構造改革特別区域は、伝統的・歴史的特性のある街並みを有する区域及び緑豊かな風致地区を背景とする良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域であり違反広告物の掲出が多い。行政による屋外広告物の取締り及び監視の体制が整っている。また、地域住民の景観に対する意識が高い区域であること等から、市街地における良好な景観形成を阻害する違反広告物の簡易除却の実施により、安心して快適な住環境の形成及び個性的で魅力あふれる街並みを形成するため屋外広告物法の特例措置の適用を必要とする区域と認められる。(詳細は、別添のとおり)

(別添)

【美観風致を維持するために特に必要があると認められる根拠(個別詳細)】

角館町の区域の一部	<p>武家屋敷地区を中心とする重要伝統的建造物群保存地区とその隣接区域から成っており、伝統的・歴史的な街並み景観を有している。</p> <p>従来からの地域住民の伝統的建造物に対する保全の高い意識に加え、「角館町歴史的景観条例」を制定し、行政と住民が一体となって歴史と情趣を活かした落ち着いたあるきめ細やかな景観づくりに取り組んでいる。</p> <p>本町における観光客は、平成9年3月開業の秋田新幹線開通以来年間200万人を超えるまでになり、名実ともに県内有数の観光地となっている。本町では、先人が積み重ねてきた「歴史と文化」を譲り育てているが、この「歴史と文化」は人々が求める、いやしの風致を融合しており、このため本町の知名度が全国的な広がりを見せ、多くの観光客が訪れている。また、本町においては、「武家屋敷通り」などの都市観光のみならず、行事観光においてもすぐれた観光資源がある。</p> <p>このため、本町では平成13年3月に策定した第2次角館町総合振興計画5箇年計画における観光振興策を踏まえ、21世紀にふさわしい魅力のある「観光地角館」実現に向けて観光振興計画を策定し、年間300万人の観光客を目指し、本町における経済の活性化と社会的効果を得ようとしている。</p> <p>このようなことから、本町における伝統的・歴史的な街並み景観の形成及び保全を図り、また、今後の観光振興を促進していく上で景観を阻害する違反広告物の簡易除却を行うため、屋外広告物法の特例措置の適用が必要な区域である。</p> <p>角館町における観光客数(単位:千人、%)</p> <table border="1"><thead><tr><th>年次</th><th>観光客数</th><th>前年比</th></tr></thead><tbody><tr><td>H10</td><td>1,921</td><td>88.0</td></tr><tr><td>H11</td><td>1,946</td><td>101.3</td></tr><tr><td>H12</td><td>2,367</td><td>121.6</td></tr><tr><td>H13</td><td>2,398</td><td>101.3</td></tr><tr><td>H14</td><td>2,272</td><td>94.7</td></tr></tbody></table>	年次	観光客数	前年比	H10	1,921	88.0	H11	1,946	101.3	H12	2,367	121.6	H13	2,398	101.3	H14	2,272	94.7
年次	観光客数	前年比																	
H10	1,921	88.0																	
H11	1,946	101.3																	
H12	2,367	121.6																	
H13	2,398	101.3																	
H14	2,272	94.7																	

(角館町の区域の一部)	<p>角館町における観光資源の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「重要伝統的建造物群保存地区」をはじめとした江戸時代の歴史的建造物、街並みが残っている。 ・ 明治・大正時代の蔵や洋館が市街地に多く残っている。 ・ 歴史ある社寺仏閣が多く残っている。 ・ 国指定天然記念物「角館のシダレザクラ」や国指定名勝「桧木内川堤（サクラ）が全国的知名度を得ており、桜まつりのイベントが行われている。 ・ 重要無形民俗文化財「角館祭りのやま行事（おやま囃子）」が全国的知名度を得ている。 ・ まち全体に文化財の雰囲気があり、観光要素が多く存在している。 ・ 県立抱返り自然公園など自然景観が豊かである。 ・ 平福記念美術館や新潮社記念文学館などの文化施設が充実している。
-------------	---

横手市の区域の一部	<p>横手公園を核とした城付風致地区や愛宕山風致地区を中心に、その隣接区域である羽黒町・上内町の歴史的な風情のある静かなたたずまいのある街並み景観を有する区域である。羽黒町周辺地区は、本市の旧市街地の東端に位置し、横手川と愛宕山風致地区にはさまれた古い住宅地で、明治期に建てられた住宅も多く残存し、これら古い住宅に加えてさまざまな表情の塀、門、生垣、屋敷内樹木の創り出す落ち着いた景観を有する地区であり、重点的に景観形成を主導する地区として「横手城址・内町地区」の約125ヘクタールが国から景観形成重点地区として指定されている。</p> <p>また、秋田自動車道横手インターチェンジが位置する南部は、平成9年の秋田自動車道の全線開通以降、県内・県外企業による大規模小売店舗の進出等により急速に市街化が進んでいる。</p> <p>当該区域の住居専用地域は、良好な住環境を求める地元住民の意向が強く、四季折々の祭りの前後には近隣の企業・関係団体などとともに、会場となる市街地一帯の清掃を行い、地域的美観と環境の保持に努めている。また、毎年6月の第一日曜日には全市を挙げてクリーンアップが行われている。</p> <p>本市では、住民自らが良好な街並みを形成し、景観の保全を図るた</p>
-----------	--

(横手市の区域の一部)

め、昭和61年に「横手市山と川のある景観のまちづくり条例」を制定し、建築物や工作物等の意匠などについて申し合わせ事項を締結し、良好な景観の形成に効果を上げている。これまで美しい街並み形成の一環として、「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」によって、城下町横手にふさわしい街並み景観を形成する街路と道路公園を整備し、四季折々の祭りの会場としても利用している。また、橋上に伝統と躍進を表す2体のモニュメント、滝と流れ池・庭石を配置し、整備した「学校橋(橋上公園)」など良好な市街地景観を形成する諸施策を実施してきている。さらに、市民団体「横手川と水環境を考える会」では、「ふるさとの川モデル事業」によってうるおいのある水辺空間として整備された横手川において、クリーンアップや河岸への植樹、「横手川水辺ふれあいフェスタ」などのイベントを開催するなどして、川を中心とした景観と環境の保全に積極的に取り組み、多大な効果を上げている。

横手市における観光客数は、年々増加傾向にあり、特に「ふるさと村」や「かまくら」には県内外からの観光客が多い。

このようなことから、本市における緑豊かな風致地区を背景とした良好な住環境や歴史的な街並み景観を形成・保全するために景観を阻害する違反広告物の簡易除却を行い、また、今後の観光振興を促進していく上でも屋外広告物法の特例措置の適用が必要な区域である。

横手市における観光客数(単位:千人、%)

年次	観光客数	前年比
H10	935	93.8
H11	1,404	150.2
H12	1,464	104.3
H13	1,541	105.3
H14	2,830	183.6

横手市における観光資源の特性

- ・ 「ばらまつり」...横手公園内にあるばら園では約60種、10,000本のばらが、訪れる人々の目を楽しませてくれる。
- ・ 「送り盆まつり」(横手市指定無形民俗文化財)...江戸時代から続くこの行事は各町内会から集まった屋形舟のもみ合いでクラ

(横手市の区域の一部)	<p>イマックスを迎える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「菊まつり」...高貴な香りと鮮やかな色彩の菊の花数千本を展示する。山々の紅葉とあいまって、秋の一大パノラマを展開する ・ 「かまくら」...しんしんと降り積む雪の中、かまくらに灯火がともると、そこには幻想的な世界が浮かび上がる。その素朴さは今なお失われることなく受け継がれている。 ・ 「ぼんでん」...色とりどりの豪華な頭飾りをした15尺からなるぼんでん(まといに似ているもの)を押し合いながら旭岡山神社へ奉納の先陣を競い合う。
-------------	--

湯沢市の区域の一部	<p>当該区域は、城跡風致地区及び愛宕山風致地区の緑豊かな自然に恵まれ、佐竹南家の城下町の趣が感じられる古い蔵や武家屋敷の面影を残す黒塀が歴史を感じさせる閑静な住宅地であり、小京都といわれる都市になっている。また、古くから名水百選「力水」に代表される良質な水を活かし、県下有数の酒どころとして栄え、いまでは「東北の灘」といわれるほど銘醸地として全国に知られている。数軒の造り酒屋は明治から大正にかけての木造・土蔵づくりのもので伝統的な町屋の意匠を受け継いだ景観を有している。</p> <p>湯沢市では、歴史的街並みを保存しつつ、街路整備事業及び電線類地中化事業と併せ、地元商店街振興組合により提案された建築物の意匠等の統一を基に地区計画制度を活用し、個性的で魅力のある街並み景観の形成に努めている。</p> <p>とりわけ、湯沢市の中心市街地を南北に縦貫する幹線道路である「都市計画道路3.4.2旧国道線」の大明町・田町地区において、都市計画街路事業及び電線類地中化を実施した。この事業は、四季を通じて安全で快適な道路の確保と都市景観の向上、まちづくりの支援を目的として、路肩の雪を排雪する流雪溝や無散水消融雪施設を設置するとともに、照明、植栽についても周辺の景観と整合のとれたものである。</p> <p>県、本市、地域住民と度重なる意見交換を行いながら事業を進め、地元商店街振興組合から提案された建築意匠の統一や建物壁面後退等を基に本市が定めた地区計画と一体となって良好な景観の形成に努めたことが評価され、第15回全国街路事業コンクールにおいて「全国街路事業促進協議会会長賞」を受賞した。車道と歩道の段差を無くした、ひとにやさしいゆとりある都市空間の創出を図った旧国道線では、</p>
-----------	---

(湯沢市の区域の一部)

古くから当地区で行われている「七夕絵どうろう」・「大名行列」・「犬っ子まつり」などの伝統行事や地元商店街の各種イベントに活用されている。

このようなことから、湯沢市における緑豊かな風致地区を背景とした良好な住環境や歴史的な街並み景観、個性的で魅力のある街並み景観の形成・保全を図るために景観を阻害する違反広告物について屋外広告物法の特例措置の適用が必要な区域である。

湯沢市における観光資源の特性

旧来から静かな城下町として栄えた本市は、「犬っこまつり」、「七夕絵どうろうまつり」、「大名行列」の三大まつりによる観光が代表される。

湯沢市における観光客数(単位:千人、%)

年次	観光客数	前年比
H10	974	87.5
H11	1,013	104.0
H12	982	96.9
H13	1,002	102.0
H14	919	91.7

- ・ 「犬っこまつり」...魔よけを祈願し、米の粉で作った「犬っこ」を玄関や窓にお供えしたのが始まりとされ、雪で作られたお堂こと犬っこにともされたるうそくの火は、辺りをメルヘンの世界へと誘う。
- ・ 「七夕絵どうろうまつり」...佐竹南家に京都からおこし入れされた姫君が、京都への思いを五色の短冊に託し、青竹に飾り付けたのが始まりとされている。大小数百の浮世絵美人が描かれた絵どうろうが通りに飾られ、夏の夜空を優雅に彩る。
- ・ 「大名行列」...愛宕神社の祭典として行われ、秋田藩佐竹南家10万石の格式を持つ行列。総勢600人余りの豪華絢爛たる行列が市内を練り歩き、その姿は往時をしのぶ大絵巻模様をほうふつとさせる。